

# 認知症JR事故 最高裁で弁論

## 遺族側が介護者の 立場を主張

田部井編集長の  
傍聴記



副代表・本誌編集長 田部井康夫

愛知県で発生した認知症高齢者のJR事故裁判は、一審、二審とも遺族に損害賠償を命じる判決が出され、最高裁で審理中ですが、2月2日弁論が行われました。傍聴した田部井康夫副代表・本誌編集長のレポートです。

### ■ 弁論をしなかったJR東海

最高裁裁判官5人の第3小法廷で開廷。この裁判は、遺族は妻の賠償責任も免ずるべきであると主張して上告し、JR東海は長男にも賠償責任を認めるべきであると主張し、双方が上告していたものです。しかし、JR東海側は弁論を行いませんでした。結論に自信を失ったのか、逆なのか、その真意をうかがい知ることはできませんでした。

### ■ 遺族側の弁論要旨（書面から抜粋）

「本件は……認知症高齢者を抱える家族、介護関係者の介護の実情と、その法的評価を主題として取り扱うものであって……その結論は今後の高齢者政策、また……関係者の行動に決定的な影響を与える。

……障害に起因する事故が発生した場合には、これにより支出を余儀なくされた費用は、……社会的コストとして吸収されるべき……。

……認知症の人に限って、監督義務者は、一切、他者に危険が及ぶことのないようとする義務を負う

と解するべきではない…。

……介護に関与した親族のうち、誰かは、必ず監督義務者になるとする結論を探るとした場

合、親族の負担は一層過酷なものとなり、社会的な相当性を持ち得ない。」

裁判の位置づけの重要性から、介護の世界に与える影響まで考慮した実に行き届いた弁論でした。この趣旨に添った判決が出されることを心から願いました。遺族側の弁論が済むと、今日の法廷はこれまでと宣言され、判決は3月1日に言い渡される旨告げられて約30分で閉廷しました。判決公判の日にちは遺族側弁護士もこの法廷に出てきて初めて知ったとのことでした。

### ■ 記者会見の印象

閉廷後、遺族側の記者会見がありました。多くの記者がつめかけ、関心の高さを示していました。質問も相次ぎ、そこから「監督義務」等について難しい議論があることもうかがい知りました。改めて「家族の会」としては、介護家族にとって「数分まどろんだことが落ち度」とされるのはあまりに酷であり、たとえ監督責任があったとしても免責されるべきである、との考えを堅持することが大事であると強く思いました。

### ■ 楽観は許されないが、期待を込めて

裁判長はあくまで冷静沈着に審理を進めており、どのような判決が出されるのかを憶測するような余地はまったくありませんでした。双方が上告しているわけであり樂觀は許されませんが、期待を込めて望ましい判決が出るよう見守りたいと思います。



傍聴券を求めて並ぶ人たち（鎌田松代理事撮影）